

**大分市戸次本町地区空き店舗等
活用支援事業補助金募集要領**

令和3年4月

大分市 都市計画部 まちなみ整備課

1 補助金について

戸次本町地区は、江戸時代末期から戦前にかけて建築された建造物が現存しており、その歴史的まちなみの景観形成や、にぎわい創出に向け地元の方々によるイベントの開催やボランティアガイドなどさまざまな取り組みを行っています。

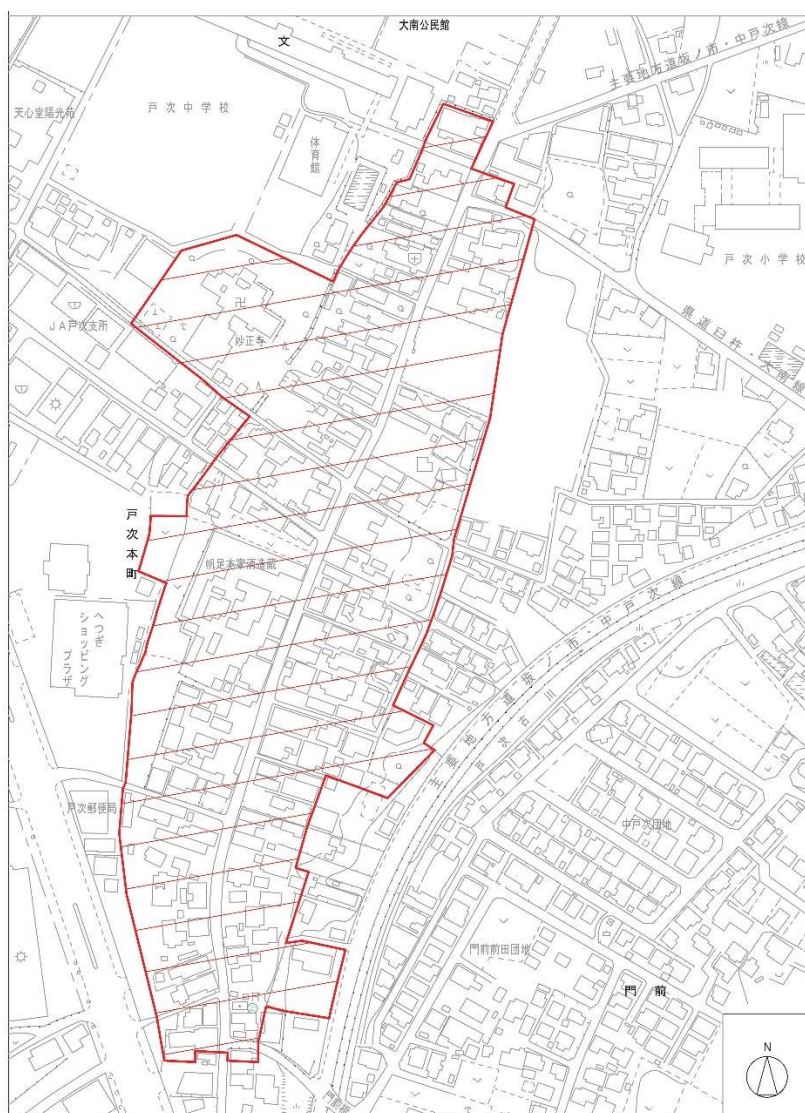
しかしながら、戸次本町地区では空き家が散見され、地区の活性化やにぎわいの創出に寄与する店舗等の連続性が分断されております。

この補助金は、戸次本町まちづくり協定※区域において、空き店舗等を活用して事業を行う事業者に対して補助することで、戸次本町地区の活性化及びにぎわいの創出を図ることを目的としています。

※戸次本町まちづくり協定とは

在町の景観を残している戸次本町を後世に引き継ぐため、建築物及びその他の工作物に関する事項等協定し、併せて住環境の整備を図ることを目的とする協定。

※戸次本町まちづくり協定区域図



2 補助対象者

戸次本町まちづくり協定書の締結者が所有する空き店舗を賃借し、新規に出店する法人または個人。

（事業の拡大（補助対象地区内における複数店舗の出店、または店舗面積の増加を伴う移転等）を行う場合も対象とします。）

3 補助の要件

補助の対象となる事業は、戸次本町地区の活性化及びにぎわいの創出を図る、下記の要件を満たすものになります。

- 1) 午前10時から午後2時までにおいて2時間以上営業を行い、かつ週5日以上営業を行うこと。
- 2) 戸次本町まちづくり協定書を締結すること。
- 3) 戸次本町街づくり推進協議会[※]の活動に積極的に参加、または協力すること。
- 4) 屋外広告物については、自家用とし、歴史的景観との調和に配慮したものとする。
- 5) 道路等から眺めることが可能な店舗前の設置物についても、歴史的景観との調和に配慮したものとする。
- 6) 店舗の外観や看板等については、関係法令を遵守すること。
- 7) 空き店舗等の所有者と補助対象者が同一人物ではないこと。
- 8) 空き店舗等の所有者と補助対象者が2親等以内の親族または法人及びその役員ではないこと。

※戸次本町街づくり推進協議会とは

まちづくり協定の締結をはじめ、定例会の開催や「町なみ瓦版」の発行、地区内の清掃活動などを行い、住民の連帯による様々なまちづくり活動を行っている団体

4 補助対象事業

戸次本町まちづくり協定書の締結者が所有する空き店舗等を活用し、直接客が来店する店舗を出店することで、戸次本町地区の活性化及びにぎわいの創出に寄与すると認められる事業とします。

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額（千円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）とし、100万円を限度とします。

また、補助対象となる事業が、国または県から補助金等を受ける場合は、当該補助金額等の額を減じることとなります。

6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、店舗内外の改装に係る経費・備品購入費及び広告料です。

ただし、補助対象経費のうち改装に係る経費が、総額の2分の1以上であることが条件となります。

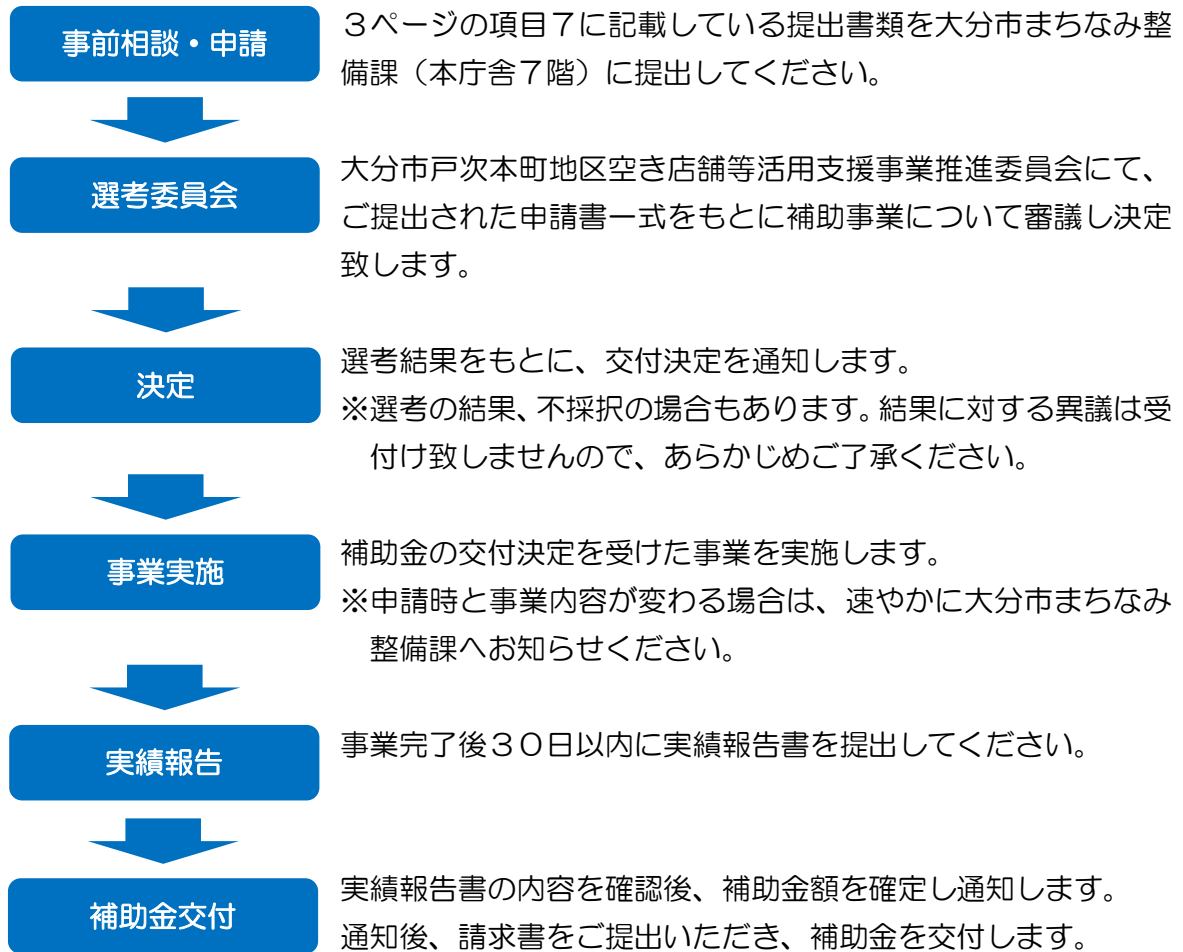
補助対象経費の内容	補助対象経費の内容	補助対象経費の詳細
店舗内外の改装	新たに出店する店舗の外装・内装・設備（備品を除く）に係る工事費用	
備品購入	新たに出店する店舗の備品購入に係る費用	レジ、テーブル、椅子、ショーケース等
広告	広告宣伝費	新聞、雑誌等の広告掲載料 折込チラシ、ポスティングに係る経費
	パンフレット作成費	広告宣のための配布物（パンフレット、ポスター、チラシ）
	ホームページ制作費	ホームページの新規製作、または既存ホームページの変更・更新に係る委託費 ※以下の経費は対象としません。 パソコン等の購入、通信費用、ホームページの維持管理に係る費用

7 提出書類

申請時には、以下の書類を提出してください。

- 1) 補助金交付申請書
- 2) 事業計画書
- 3) 市区町村税完納証明書その他市区町村税の滞納が無いことを証する書類
- 4) 誓約書
- 5) 本人確認書類の写し
- 6) 賃貸借契約書等の写し
- 7) 改装承諾書（賃貸借契約書等で改装の承諾が確認できる場合を除く。）の写し
- 8) 改修工事等の見積書の写し
- 9) 改修工事等の内容が確認できる図面
- 10) 現況写真等
- 11) 戸次本町まちづくり協定合意書
- 12) その他市長が必要と認める書類

8 申請から補助金交付までの流れ



9 申請から補助金交付までのフロー

